

兵庫県尼崎市における スクールソーシャルワークを巡る組織体制

Organizational Structures Surrounding School Social Work in Amagasaki City, Hyogo Prefecture

濱口 輝士
Koshi HAMAGUCHI

概要：本稿の目的は、兵庫県尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開とスクールソーシャルワークを実施する組織に着目して、同市におけるスクールソーシャルワーク体制の特質を明らかにすることである。尼崎市は、子どもや家庭への支援機能を「尼崎市子どもの育ち支援センター」と呼ばれるセンターに集約し、子育てに関する総合的な支援の一環としてスクールソーシャルワークを実施している。本研究では、スクールソーシャルワーク推進事業に関連する文書資料やセンターのスタッフ、SSW へのインタビュー調査に基づき、同市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開過程とスクールソーシャルワーク実施のための体制を整理し、福祉の視点・専門性を生かした支援とそのための組織の在り方について分析していく。

Abstract: The purpose of this paper is to clarify the characteristics of school social work in Amagasaki City by focusing on the development of the school social work program and the organizational structures that implement these services. In Amagasaki City, support functions for children and families are centralized at the “Amagasaki City Child Development Support Center,” where school social work is carried out as part of a comprehensive support system for parenting. This study analyzes the process of developing the school social work program in Amagasaki City, as well as the organizational structures for implementing school social work. The analysis is based on document reviews related to the school social work program and interviews with staff and school social workers (SSWs) at the support center. This study further analyzes the support systems and organizational structures that emphasize welfare expertise and research-based knowledge necessary to implement these systems.

キーワード：チームとしての学校、スクールソーシャルワーカー、学校プラットフォーム

Key words：School as a Team, School Social Worker, School as a platform

はじめに

本稿の目的は、兵庫県尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開、並びにスクールソーシャルワークを実施する組織に着目して、同市におけるスクールソーシャルワークの特質を明らかにすることである。

2015年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」以降、「チームとしての学校」の理念の下で、教職員と心理や福祉等の専門スタッフによる連携・協働が目指されてきた。この

内、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」と表記する。）については、全国的にSSWの活用事業が実施され、2017年の学校教育法施行規則一部改正により、スクールカウンセラーとともに法令上規定されることとなった。そして、2019年度までに全中学校区に配置することが目指されてきた。

また、子ども・家庭への福祉的支援を巡っては、児童福祉法および母子保健法の改正により、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、ソーシャルワークを含めた総合的・包括的な支援を行うことが法定され

てきた。2016年には、児童及び妊産婦の福祉に関して、相談指導などの必要な支援を行うための「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を整備すること（児童福祉法第10条の2、現在は改正済み）、ならびに母子保健に関する各種の相談を行う「子育て世代包括支援センター」を整備すること（母子保健法第22条）が、市町村の努力義務とされた。その後2022年には、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の維持・見直しを踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を整備することが市町村の努力義務となっている（児童福祉法第10条の2）。

以上の動向について、主に福祉領域の先行研究においては、SSWの活用プログラムやモデルの構築、自治体の実践報告等が行われてきた¹⁾。そこでは、SSWの介入による困難事例の解決・好転が成果として挙げられる一方、SSWの人材・予算の不足、学校現場におけるSSWの役割・専門性に関わる認知の不十分さとそれによる協働の困難といった課題も存在していることが指摘されている。また従来、「子育て世代包括支援センター」は乳幼児期のみを対象とし、就学後の機能と切り離されていることから一元化された仕組みとは言えないことが指摘され²⁾、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」、あるいは「こども家庭センター」におけるワンストップの一元的総合的な支援の実現には課題が残されている。

以上のことを踏まえ、本稿では、兵庫県尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開、並びにスクールソーシャルワークを実施する組織を分析する。尼崎市は人口約46万の中核市であり、公立小学校41校、公立中学校17校が設置されている。同市では就学援助認定の状況や児童虐待、不登校等の課題が全国平均と比較して重く、こうした課題への対応の一環としてスクールソーシャルワーク事業を実施してきた。現在、同市では、困難を抱える子どもや家庭への支援機能を「尼崎市子どもの育ち支援センター」（愛称：「いくしあ」）と呼ばれる組織に集約し、子育てに関する総合的な支援の一環としてスクールソーシャルワークを実施している。「いくしあ」には「こども青少年局」（福祉部局）と教育委員会部局の課・担当が配置されており、スクールソーシャルワーカーは教育委員会部局「こども教育支援課」に属している。

本稿では、尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業に関連する文書資料や「いくしあ」における担

当職員、SSWへのインタビュー調査^{注1)}に基づき、同市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開過程とスクールソーシャルワーク実施のための体制を整理し、福祉の視点・専門性を生かした支援とそのための組織の在り方について分析していく。構成は以下のとおりである。1において、尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の展開過程を整理する。2において、スクールソーシャルワークを含む子育て支援機能を集約した子どもの育ち支援センター「いくしあ」の概要を整理する。3において、同市におけるスクールソーシャルワーク実施状況を整理・分析する。以上を踏まえて、同市におけるスクールソーシャルワークの特質を明らかにし、教育と福祉及びその他の分野の協働による子ども・家庭への総合的な支援の仕組みへの示唆を得ることとする。

1. 尼崎市におけるスクールソーシャルワーク推進事業の経緯

(1) 福祉事務所を中心としたスクールソーシャルワーク事業

尼崎市では、市内の子育てを巡る課題を踏まえ、2009年に「尼崎市子どもの育ち支援条例」と呼ばれる条例を制定し、支援の一環としてスクールソーシャルワークを実施してきた。同市の子育てを巡る課題は、「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」（2017年）において、次のように整理されている。世帯構成の状況を見ると、ひとり親世帯が2010年度時点で17.6%、小中学校における要保護・準要保護就学援助認定者の割合が25%（7,905人）であり、全国平均よりも高い数値が示されている。また、児童虐待の相談件数が増加しており、2011年の179件から2015年の501件へと約2.8倍に増加している。また、不登校児童生徒の出現率は小学校0.55%、中学校4.04%と、小中学校共に全国出現率と比べて約1.4倍高い割合を示している³⁾。

こうした課題に対応するため、尼崎市では2009年の条例に基づきスクールソーシャルワーク推進事業を展開してきた。事業発足から2017年の期間においては、福祉事務所に「子どもの育ち支援ワーカー」（SSW）を配置し、ここを拠点として各学校に配置・派遣される形式を採用した⁴⁾。この事業において重視されていたのは、福祉事務所の就学後の対応強化と、福祉と教育の連携体制の強化であった。すなわち、子どもの乳幼児期には、虐待やネグレクト等が発生していた場合、児童福祉法に基づく関係機関の連携・支援の仕組みが存在するものの、子ど

もの就学後の問題には、主として教育分野で対応することになり、福祉・保健分野と連携して支援する仕組みが存在しなかった⁵⁾。そこで、福祉事務所の機能を拡張することによって、乳幼児期からの切れ目のない支援と就学後・学校における課題解決を図ったのであった。

この事業が実施されていた当時、SSWを教育委員会部局・学校ではなく、福祉部局に配置したことに尼崎市の独自性があり、同市の事業は福祉の視点を重視した仕組みと評価し得た。SSWを福祉事務所に配置することには、SSWと福祉部局の生活保護や保健の分野との円滑な連携や、全数把握やスクリーニング等の福祉の視点を生かした支援が実施できるという利点があった。しかし、教育委員会や学校からは福祉事務所やSSWは外部の機関という認識で捉えられる傾向にあり、学校と福祉の連携には課題も指摘されていた⁶⁾。

(2) 子ども・家庭への支援拠点の整備

以上のように、尼崎市ではスクールソーシャルワークをはじめとした種々の支援を実施してきたが、様々な困難を抱える子ども・家庭は依然存在し、さらに支援を実施する主体となる機関・組織が複数あることから年齢段階や所管の違いによって支援が連動しないことが課題となっていた。とりわけ深刻な課題として市が認識していたのが、発達障害（あるいはその疑い）のある子ども、児童虐待、不登校である。以下にこれらの課題状況を要約する。

発達障害またはその疑いのある子どもへの対応においては、1歳6ヵ月検診や3歳児検診の結果をもとに、保健師が支援を必要とする子どもと保護者の早期発見を図ってきた。ただし、3歳児検診での見極めが困難な場合があり、4～5歳時の取り組みが弱いため、幼稚園や保育施設、あるいは就学後に課題が発見され、支援を要する場合がある。4歳児から対象となる教育相談では、学校園・福祉・保健分野での連携を図っているが、保護者からの理解を得られない場合があり、就学時に学校が子どもの情報を把握できないことがある。また、相談窓口に来所しない保護者は子どもの課題の理解が十分でなく、適切な支援につながらない場合がある⁷⁾。

児童虐待等については、保健師等による母子保健事業を通じた虐待兆候の早期発見、福祉事務所・要保護対策協議会による対応を行っているが、増加する児童虐待の件数に比して体制が十分でない。ケースワークを行う職員と家庭児童相談員の業務内容の整理があいまいであり、体制整備が必要である。また、複数機関との情報共

有や児童に対する支援の拠点整備といった課題への対応が必要である⁸⁾。

不登校児童生徒については、ケースに応じて教育委員会事務局や「生活支援相談課」（家庭児童相談員、SSW）が連携しながら対応している。不登校の原因の複雑さから、学校、教育委員会だけでなく、福祉、保健等の部局が総合的に不登校支援を実施する体制が必要である⁹⁾。

以上を踏まえると、尼崎市の課題は、①3歳児検診を終えると福祉・保健部局による全数把握の機会がなく、以降の課題の早期発見・対応が困難なこと、②支援機関が分立し総合的な窓口が不足しており、子どもや子育てに関する支援・情報共有の拠点・体制整備する必要があること、と総括でき¹⁰⁾、これらの課題への対応が必要になった。また、国レベルでは、2016年の児童福祉法・母子保健法改正により、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」を整備することが市町村の努力義務とされたことも、その後の支援の拠点を整備する根拠となった。これらを踏まえ、尼崎市では、『子どもの年齢（ライフステージ）』に応じた切れ目のない支援（縦の連携）」と「福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援（横の連携）」¹¹⁾を実現するため、子どもや子育て家庭の相談を「ワンストップ」で受け止め、適切な支援を行い、場合によってはより専門的な機関につなぐ中核施設を整備することとされた。

(3)「子どもの育ち支援センター」の設立に向けた組織改編¹²⁾

尼崎市では、閉校した大学施設が2015年に市に譲渡されたことを受け、「子どもの育ちに係る支援センター」の設立構想を立て、「こどもの育ち支援センター準備担当（課）」を設置し、センター設立に先立っての支援事業実施やセンター傘下の組織改編を進めてきた。

福祉部局については、2018年度に「こども総合相談第1担当（課）・第2担当（課）」、「こども自立支援担当（課）」、「発達相談支援担当（課）」を新設し、「こどもの育ち支援センター」の開設を念頭に置いた支援の先行実施や事業構築を開始した。その後、「こども自立支援担当（課）」は後述のように、教育委員会部局の担当・課へ統合されている。また、2020年には「こどもの育ち支援センター」の総合相談窓口や家庭児童相談・虐待相談等を担う「こども相談支援課」が新設されている。

教育委員会部局については、2019年度の組織改正により、不登校対策のさらなる推進のためとして、当時「こども

青少年本部事務局」の下に設置されていた「こども自立支援担当（課）」、教育委員会部局の「生徒指導担当（課）」、「教育相談・特別支援担当（課）」を移管・統合して「こども教育支援課」を新設し、現在の「こども青少年局」と併任する形で「子どもの育ち支援センター」に設置され、不登校対策、スクールソーシャルワーク、教育相談等を担うこととされた。この過程で、これまで「こども青少年局」（福祉部局）で実施していたスクールソーシャルワークの事業・取り組みは、教育委員会部局へと移管されることとなった。この点について、尼崎市の「平成30年度施策評価（平成29年度決算評価）」では、これまでの取り組みの成果と課題として、「子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援を行えるよう、子どもの育ち支援センター等における就学前の支援内容を、就学した学校に円滑に引き継ぐなど、関係機関が連携し、効果的な支援を実施する必要がある」と総括していた¹³⁾。

以上のように、「こどもの育ち支援センター」の開設に向けて、こども青少年局・教育委員会事務局のそれぞれにおいて組織改編が行われた。これにより、スクールソーシャルワークの担当部署は、福祉部局から教育委員会部局へと変更され、SSWの所属も教育委員会（こども教育支援課）となった。これらの改変を伴いながら、2019年に関連する部署を集約した「こどもの育ち支援センター」が開設されることとなった。

2. 「子どもの育ち支援センター」（「いくしあ」）の概要

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」（以下、単に「いくしあ」と表記する）は、児童福祉法に基づく「市町村子ども家庭総合支援拠点」として、2019年に開設された。子育て相談、虐待関連の相談、発達相談、不登校等の教育相談等の機能を集約した、子育てに関するワンストップの支援を行う施設である。それまでの支援の仕組みが単独機関での対応であったことを踏まえ、組織分野にとらわれない、年齢による切れ目がない総合的な支援を行うことが目指された。

いくしあの主な支援機能は、総合相談、家庭児童相談支援、教育相談・不登校のこども支援、発達相談支援、青少年ひきこもり支援、ヤングケアラー支援である。主な業務は以下の通りである¹⁴⁾。

- ①児童専門のケースワーカーや医師などの専門職を配置し、子どもに関する、家庭その他からの相談に対し、寄り添い支援を行う。

- ②組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、支援歴の情報を一元的に管理することで切れ目ない支援を行う。

- ③不登校の児童生徒など、多様な状況をサポートし、学校とともに課題に対応する。

- ④さまざまな関係機関、民間団体と協力・連携して支援を行う。

- ⑤発達の不安などについての相談に対応し、心理検査や診察を通して支援につなぐなど、必要な支援を行う。

「いくしあ」には、「いくしあ推進課」、「児童相談所設置準備担当」、「こども相談支援課」、「こども教育支援課」が設置されている。これらの部署がセンターの1つのフロアに配置されており、情報共有や連携が行えるよう設計された。「いくしあ」に設置されている部署の内、「こども教育支援課」のみが教育委員会部局であり、その他は「子ども青少年局」（福祉部局）に属している。本稿で焦点を当てるスクールソーシャルワークの担当部署は、「こども教育支援課」（教育委員会部局）であり、教育相談・不登校のこども支援の一環として位置づけられている。

それぞれの支援につなげていく際には、総合相談を窓口として、それぞれの担当・課による支援を行い、さらに個別的・専門的な支援を要するケースについては、「いくしあ」から児童相談所や医療機関のような専門機関、あるいは子育てサークルのような取り組みへとつなげることとしている。

また、「いくしあ」では、子どもの成育歴や支援歴等の記録を一元的に把握するための電子システム（「子どもの育ち支援システム」）を運用している。このシステムでは、「子どもや子育て家庭の支援に必要な情報（住所や世帯構成、福祉サービスの利用状況、就園先、通学先など）を、庁内の各課のシステムから連携提供を受けしており、子どもの育ち支援センターの職員は、子どもと子育て家庭への支援に必要な情報を横断的に把握しながら相談支援を行うとともに、その相談内容や支援内容を児童情報やケース情報として、登録・更新している」¹⁵⁾。

以上のように「いくしあ」は、「いくしあ」を総合相談の窓口とした多機関の連携強化、支援歴のデータを一元管理することによる年齢の切れ目ない支援の提供が可能となるよう、組織の整備がなされたと言える。

表 1：いくしあ組織（2023年時点）

課	支援機能	主な職種
いくしあ推進課	・施設管理 ・施設内調整 ・総合相談 ・発達相談	社会福祉士，公認心理師，精神保健福祉士，医師，言語聴覚士，保健師，保育士，作業療法士，臨床心理士
児童相談所設置準備担当	・市児童相談所設置準備 ・兵庫県こども家庭センター等への職員派遣	社会福祉士，公認心理師
こども相談支援課	・家庭児童相談 ・児童虐待対応 ・青少年ひきこもり支援	社会福祉士，公認心理師，臨床心理士
こども教育支援課	・教育相談 ・不登校支援 ・ほっとすてっぷ（教育支援室）	指導主事，スクールソーシャルワーカー こども自立支援員，臨床心理士

出典：尼崎市子どもの育ち支援センター『令和4年度いくしあのあゆみ』，2023年，9頁より筆者作成。

3. SSW を巡る組織体制とソーシャルワークの実践の特徴

（1）SSW の勤務・組織体制

「いくしあ」には，2022年度時点において9名のSSWが所属しており，学校・園に所属する園児・児童・生徒及びその保護者を対象に，家庭内での虐待や貧困，学校でのいじめ，不登校といった問題の相談に乗り，情報を集めて状況を把握した上で，児童・生徒の家族や友人，学校，地域などに働きかけることとしている。会計年度任用職員として雇用され，入職資格は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することである。1日の勤務時間を6時間とし，週5日30時間勤務の者と，週3日18時間勤務の者が5名ずつであるが，勤務が1日6時間では終わらないことが多い¹⁶⁾。

スクールソーシャルワーカーの活動

②スクールソーシャルワーカーによる学校支援

【目的】9名のスクールソーシャルワーカーが，教育委員会が所管する学校・園に所属する園児児童生徒及びその保護者を対象に，家庭内での虐待や貧困，学校でのいじめ，不登校といった問題の相談に乗り，情報を集めて状況を把握した上で，児童生徒の家族や友人，学校，地域などに働きかけることで状況の改善を行う。

【方法】・教室や学校，家庭を訪問し，子どもや保護者の相談をさく。

- ・同行支援（関係機関への付き添い等）
- ・教職員に対するコンサルテーション
- ・学校内会議への参加

出典：尼崎市子どもの育ち支援センター「令和3年度いくしあのあゆみ」，2022年，29頁より抜粋。

SSWは1週間のうち1日は共通で「いくしあ」にて勤務することとされ，全ワーカーが「いくしあ」に集まることとなり（例：月曜－A中学校／火曜－B中学校／水曜－いくしあ／…），それ以外は基本的に拠点校に配置される。その他に巡回校もあり，月1，2回程度，定期的に訪問している。

また，スーパーバイザーとして，社会福祉分野を専門とする大学教員1名の他，心理分野の大学教員2名，弁護士1名，医師1名が任じられている。SSWの連絡会を月1回行っており，スクールソーシャルワークだけで

表2：スクールソーシャルワーカーへの相談件数及び相談内容（単位：件）

	2019	2020	2021	2022
不登校	150	181	285	338
いじめ	16	24	42	70
友人・教職員等の問題	32	40	52	81
虐待	31	64	87	147
ヤングケアラー				57
貧困問題	18	7	24	44
家庭環境の問題	125	213	303	393
心身の健康・保健	25	49	59	93
発達障害	76	140	220	330
その他	10	18	27	23
合計	483	736	1,099	1,576

出典：尼崎市子どもの育ち支援センター『令和3年度 いくしあのあゆみ』～『令和4年度 いくしあのあゆみ』、2022～2023年をもとに筆者作成。なお、ヤングケアラーの項目については2022年度より新規追加。

なく、個別の案件について専門的な相談・スーパーバイズを行う体制を整備している。

スクールソーシャルワーカーへの相談件数は年々増加しており、一定の成果を上げているとしている。他方で、スーパーバイザー等による研修の充実によりスクールソーシャルワーカーのスキルアップが課題としている。また、現在の人数では、十分対応できているとは言えないことも課題として挙げられていた¹⁷⁾。

（2）尼崎市におけるスクールソーシャルワーク体制の変化と特徴

2で整理したように、「いくしあ」開設に向けた部局の改変や事業の移管もあり、従来子ども青少年局が所管していたスクールソーシャルワーク推進事業の所管は、現在教育委員会事務局「こども教育支援課」となっている。「いくしあ」組織の内、SSWを管轄する「こども教育支援課」のみが教育委員会部局であり、福祉の支援を主たる機能とする組織の中に、教育が包含される形と

なっている。

SSWを従来の福祉事務所の所属から教育委員会の所属へと変更したことで、学校からのSSWに対する受け入れや認知状況が改善したという。これは教育委員会を通じてSSWの活用を学校に依頼・周知したためであり、これまで外部と認識されていた福祉部局から依頼・周知するよりも円滑に進んだ¹⁸⁾。学校・教員との協働事例・良い実践が積みあがってきており、教員の認知も進んだことも影響している¹⁹⁾。

次の表は、2024年度までの10年間の活動学校数と総ケース数を示したものである（表3、表4）。2018年度までは、こども青少年本部所管「子ども家庭相談支援体制整備事業」として実施され、2019年度からは教育委員会所管「心の教育相談事業」として実施されている。なお2019年度からは、小学校～高等学校の総数のみ示されている。2014年度以降、増減はあるものの、基本的には学校からの依頼や相談ケース数は年々増加している。

表3：活動学校数（小学校、中学校）

年度	小学校		中学校		総ケース数
	学校数	ケース数	学校数	ケース数	
2014	20	76	10	126	202
2015	24	108	12	150	258
2016	17	119	13	129	248
2017	18	170	14	143	313
2018	21	122	10	100	222

出典：平成27年度（平成26年度決算）～令和元年度（平成30年度決算）尼崎市事務事業シートより筆者作成

表4：活動学校数（小学校～高等学校の総数）

年度	活動学校数	総ケース数
2019	40	244
2020	46	432
2021	61	657
2022	55	733
2023	64	645

出典：令和2年度（令和元年度決算）～令和6年度（令和5年度決算）尼崎市事務事業シートより筆者作成

学校におけるソーシャルワーク実践では、スクリーニングシートを用いて課題のある子どもを抽出している他、「学校適応感尺度 ASSESS」（子どもの学校環境適応感を測定するアンケート）、「尼っ子ステップアップ調査」（学力・学習状況調査）、いじめのアンケート等を実施している。スクリーニングシートは、担任の教員だけでなく複数の教員でリストにチェックを入れるもので、1クラス10分程度で実施できるという。ベテランの教員と若手の教員ではスクリーニングシートの記入状況に差があり、ベテランの教員は様々な観点から個々の子どもの課題状況をチェックしているが、若手の教員はその基準が曖昧でチェックの数が少ないことがあるという。そのため、学年の教員集団でスクリーニングシートを共有し、複数でシートに記入したり、チェックの基準を揃えたりして、校内の委員会やケース会議につなげている²⁰⁾。また、SSW と福祉部局との連携においては、尼崎市のSSW が以前福祉事務所に所属していたことの影響が大きく、教育委員会部局所属でありながら福祉事務所に入りやすく、個別のケースに関する連携はスムーズに進む。調査においては、SSW が家庭児童相談員、障害者福祉系の部署、生活保護のケースワーカー、保健師や福祉士などとは、「福祉事務所の中の同じ仲間」として連携できており、他市の教育－福祉の距離感とは大きく異なることが指摘されていた²¹⁾。

おわりに

以上、本稿では、尼崎市におけるスクールソーシャルワーク関連事業の展開と、同市におけるスクールソーシャルワークの組織・体制についてみてきた。みてきたように、尼崎市では、「いくしあ」に福祉機能を中心とした子育て支援機能を集約し、子ども・子育てに関する課題をワンストップで対応する体制を整備している。

尼崎市におけるスクールソーシャルワークの体制の特徴として、「いくしあ」を拠点として学校へのソーシャ

ルワークを実施することで、福祉の専門性・視点を生かした支援と、学校・教員の受け入れの推進・改善を両立していることが指摘できる。SSW を福祉事務所に配置する場合、福祉の専門性が高く、福祉機能同士の連携は強いというメリットがあるものの、学校教育の外に位置する部局であるために学校・教員からの認知が進みにくいという課題があった。これに対して、教育委員会部局へ移管して事業を進め、教育委員会から学校へSSW の活用を周知・依頼する現在の仕組みは、学校・教員にとっては受け入れやすかった。このように、従来のスクールソーシャルワークの体制を引き継ぐことで福祉の専門性を担保しつつ、学校にとっても受け入れやすい仕組みを整備している。

担当部署の移管を経ても福祉の専門性や視点が従来通り担保されているのは、「いくしあ」に福祉的支援及び教育的支援の機能を集約したことに加え、尼崎市が2009年の「子どもの育ち支援条例」制定以降、継続的にSSW を雇用・活用を推進し、人材の養成・スキルアップを図ってきたことの効果が大きいと考えられる。2023年時点において所属しているSSW は、事業移管前の福祉事務所に配置されていた頃から継続して尼崎市に関わっており、SSW と福祉関連部署・課との連携が「いくしあ」開設以前から構築されていた。

また、「いくしあ」開設に向けて掲げられた「『子どもの年齢（ライフステージ）』に応じた切れ目のない支援（縦の連携）」と「福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援（横の連携）」という理念は、「チームとしての学校」や「学校プラットフォーム」に関する福祉領域の研究や知見を反映していると考えられる。従来、子どもへの福祉的支援を巡っては、乳幼児期までは検診を通じた全数把握とその後の連携の仕組みが就学後の年齢段階には存在せず、多職種で連携や検討をする場がないことが課題として指摘されてきた²²⁾。学校教育は基本的にすべての子どもが通うこととなっていることから、福祉領域においては、学校を「ソーシャルワークにふさわしい場」として位置づける議論もある²³⁾。こうした全数把握や年齢段階による切れ目のない支援の仕組みといった観点は、尼崎市「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」（2017年）や「いくしあ」の報告書でも言及されていた。

以上、本稿では尼崎市におけるスクールソーシャルワークを巡る組織について明らかにしてきたが、学校における実践や教職員からの受け止めについては十分言及できなかった。学校現場では、スクリーニングシート等

のツールを用いた子どもの課題状況の把握や抽出を行っており、子どもの全数把握を重視したソーシャルワークの実現が目指されていると考えられる。しかし、こうした仕組みが学校において機能しうるかについては、さらなる調査が必要である。福祉領域のツールや取り組みが学校においてどのような成果や課題をもたらしているのかを追求することを今後の課題としたい。

※本稿は、JSPS 科研費（20H01626）「教育経営システムの構造変容に関する総合的研究：社会総掛かりでの教育の実現に向けて」（代表：南部初世）による研究成果の一部である。

注1）2023年9月12日13:30-15:00、尼崎市子どもの育ち支援センター（いくしあ）にて、尼崎市教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課 A 氏、ならびに SSW の B 氏にインタビュー調査を行った。

引用文献

- ¹ 例えば、スクールソーシャルワーク評価支援研究所（所長山野則子）編、『すべての子どもたちを包括する支援システム－エビデンスに基づく実践推進自治体報告と学際的視点から考える－』、せせらぎ出版、2016年、大塚美和子、西野緑、峯本耕治編著、『「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク：理論と実践をつなぐメゾ・アプローチの展開』、明石書店（2020）。
- ² 山野則子『学校プラットフォーム：教育・福祉、そして地域の協働で子どもの貧困に立ち向かう』、有斐閣、162（2018）。
- ³ 尼崎市「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」、1-4（2017）。
- ⁴ 濱口輝士「福祉事務所を中心としたスクールソーシャルワーク：兵庫県尼崎市の事例から」、『日本教育経営学会紀要』第61号、第一法規、116（2019）。
- ⁵ 同上。
- ⁶ 同上書、118。
- ⁷ 尼崎市「尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について」、1-4（2017）。
- ⁸ 同上書、9。
- ⁹ 同上書、9-10。
- ¹⁰ 同上。
- ¹¹ 同上書、10。
- ¹² 本節の記述は、平成30年度～令和3年度の「組織改正

について」および「組織改正新旧対照表」に基づいている。

- ¹³ 尼崎市「平成30年度施策評価結果（平成29年度決算）」、12（2018）。
- ¹⁴ 尼崎市子どもの育ち支援センター「令和4年度いくしあのあゆみ」、8（2023）。
- ¹⁵ 尼崎市子どもの育ち支援センター『令和4年度いくしあのあゆみ』、42（2023）。なお、このシステムはデジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）」の中で整備されたものである。
- ¹⁶ SSWB 氏へのインタビュー調査。
- ¹⁷ 尼崎市子どもの育ち支援センター『令和4年度いくしあのあゆみ』（2023）。
- ¹⁸ SSWB 氏へのインタビュー調査。
- ¹⁹ 同上。
- ²⁰ 同上。
- ²¹ 同上。
- ²² 山野、前掲『学校プラットフォーム：教育・福祉、そして地域の協働で子どもの貧困に立ち向かう』、102。
- ²³ 西野緑「なぜスクールソーシャルワークが必要なのか」、大塚美和子、西野緑、峯本耕治編著、『「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク：理論と実践をつなぐメゾ・アプローチの展開』、明石書店、24（2020）。

参考文献・資料

- ・尼崎市子どもの育ち支援センター『いくしあのあゆみ』（令和元年度～令和4年度）
- ・尼崎市事務事業評価（平成27年度～平成30年度）
- ・尼崎市事務事業シート（令和元年度～令和6年度）